

東日本大震災の復興財源のあり方 に関する提言

平成 23 年 7 月

東日本大震災の復興財源のあり方に関する提言

東日本大震災の発生から4ヶ月が過ぎました。この間、被災地自治体および政府は民間ボランティアとともに復旧・復興に向け必死の努力を積み重ねて来られました。これらの方々に、まずもって敬意を表します。

さて、今、国に求められておりますのは、被災地の復旧・復興対策の具体的な中身を早急に固め、それに見合う財源を調達することです。これまでのところ、第1次および第2次補正予算で総額約6兆円となる国費が投入される運びです。

しかしながら、東日本大震災復興構想会議の検討部会に報告された復興費用の推計値（国費14.1～20兆円）を踏まえれば、今後、更なる予算の編成が必要になるものと想定いたします。

予算の編成には、まず、施策内容を固める必要があることは論を待ちませんが、他方で、財源のあり方について検討する必要があることも、また、明らかであります。

財源は、現世代の負担である税や、将来世代にも分担を求める国債などが考えられますが、これらは、施策の内容に応じて、適切に対応させる必要があると考えます。また、**調達方法、執行管理、終結のプロセスを念頭に置いた適切な全体構想が重要**になるものと考えます。

つきましては、この全体構想の基本的な考え方を下記のとおり提言申し上げますので、参考にして頂ければ幸いです。

なお、本会は、財源の側面において企業は応分の貢献を果たす必要があると考えるとともに、今後も会員企業は良き企業市民として、多方面で復旧・復興活動に参画して参る所存です。

本会は、今後も、微力ながら力を尽くし、日本経済の再生に全力で取り組んでまいります。そのことにより、東北・関東地方の方々と、震災前の活力ある経済連携を一刻も早く取り戻したいと念願しています。

平成23年7月

社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

1. 時限的な復興財源の調達・管理

復興財源の調達は**時限的な措置**とし、必要額を**早急に調達すべき**である。

その際、税による調達とする場合は、他の目的に流用されてはならない。復興財源に充当されることを明確化するため、復興財源として調達する税は、**目的税とし、既存の予算と区分した特別会計による管理**とすべきである。

2. 現世代と将来世代の適切な負担の分担原則

復興財源の負担は、**復興対策の内容に応じて現世代と将来世代が適切に分担**することが重要である。

例えば、被災地の生活再建、すなわち、がれき処理、仮設住宅建設、生活対策、雇用対策、地域社会の再生、農林水産業・商工業等の働き場の再生支援など、**現世代が助け合うべき性質の費用は現世代が負担**すべきである。これに対応する財源の選択にあたっては、将来世代に付け回しが生じてはならない。

一方、例えば、社会基盤の再建、すなわち、主要道路、橋梁、港湾、空港などのインフラの再構築など、**将来世代にも便益が及ぶものは将来世代にも応分の負担**を求めることが妥当である。負担を求めるにあたっては、それに相応しい財源を選択すべきである。

3. 現世代の負担

現世代の負担については、まずは、**不急の支出を節減**する必要がある。例えば、これまでの補正予算で活用されなかった予備費の充当、こども手当、農業戸別所得補償制度、高校の実質無償化などに割り当てられた財源を振り向けるべきである。

加えて、**特別会計の積立金、独立行政法人の剰余金等の柔軟な活用**（一時的な借り受け）についても検討すべきである。

さらに、税によって調達する場合は、目的税とし、**単独の税目に依存するのではなく、例えば、所得税、法人税、消費税等のベストミックス**とすべきである。

特に、法人税については、実効税率の5%引き下げ時期の延期は事実上の増税に等しいものであるが、今般の非常事態に鑑み、真摯な検討に値すると考える。この場合、まずもって、本則税率の引き下げを行い、しかる後、改めて、期間を限定した上で暫定措置として現行の実効税率と同じ率に戻す形を取るべきである。そうすれば現実的な選択肢となる。

また、更なる産業の空洞化を防止するために、暫定期間経過後は、法人実効税率

が本来の5%引き下げから更に国際競争力のあるレベルに引き下げられることを切に要望する。

なお、当座の資金調達を行うために国債を発行する場合は、上記提案のように**償還財源を明確にし、早期の厳格な償還計画を策定**すべきであり、**将来世代に付け回すべきではない**。

4. 将来世代の負担

インフラの再構築など将来世代にも便益が及ぶものについては、将来世代に応分の負担を求めることを検討すべきである。その際には、現世代と将来世代の適切な分担に配慮するとともに、将来世代分については**建設国債を発行し、比較的長めの償還計画を策定**すべきである。

5. 復興基金の活用

復興予算の執行にあたっては、複数年度にわたり、被災地ニーズへの柔軟で機動的な対応が必要であるが、予算単年度主義ではこの課題は克服しがたい。

復興財源のために調達する目的税を**特別会計によって管理**することと併せ、**長期の計画に基づいた復興予算の複数年度にわたる円滑な執行**を可能とするため、**復興基金の創設と活用**を検討すべきである。

以上